

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月1日(水) 午後1時30分から午後14時18分

2. 開催場所 宇和島市役所2階 大会議室

3. 出席委員 45(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

|      |     |        |     |        |
|------|-----|--------|-----|--------|
| 農業委員 | 1番  | 赤松 俊雄  | 2番  | 赤松 利彦  |
|      | 3番  | 今西 功尚  | 4番  | 上田 一徳  |
|      |     |        | 6番  | 大塚 武司  |
|      | 7番  | 黒田 義人  | 8番  | 河野 順子  |
|      | 10番 | 末光 亨   | 11番 | 清家 儀三郎 |
|      | 12番 | 竹葉 邦政  | 13番 | 谷本 宏明  |
|      | 14番 | 玉木 邦英  | 15番 | 土居 喜三郎 |
|      | 16番 | 冨永 文夫  | 18番 | 藤岡 功   |
|      | 19番 | 松本 武雄  | 20番 | 三好 春樹  |
|      | 21番 | 薬師寺 悦子 | 22番 | 安並 繁行  |
|      | 23番 | 山口 一光  | 25番 | 渡邊 与志樹 |

|         |     |        |     |        |
|---------|-----|--------|-----|--------|
| 最適化推進委員 | 1番  | 赤松 利秋  | 2番  | 井上 和久  |
|         | 3番  | 氏原 邦弘  | 4番  | 梶原 茂夫  |
|         | 5番  | 河野 勇一郎 | 6番  | 佐々木 新仁 |
|         | 7番  | 滝澤 宇佐夫 | 8番  | 瀧水 朝男  |
|         | 9番  | 土居 和宏  | 10番 | 中尾 美千代 |
|         | 11番 | 中村 満永  | 12番 | 西村 守   |
|         | 13番 | 萩森 役義  | 14番 | 畠山 幸男  |
|         | 15番 | 平山 喜代重 | 16番 | 廣見 正信  |
|         | 17番 | 細川 一男  | 18番 | 宮口 卓士  |
|         | 19番 | 森 松実   | 20番 | 山本 豊紀  |
|         |     |        | 22番 | 和田 恵子  |
|         | 23番 | 渡邊 鉄雄  |     |        |

4. 欠席委員 4(名)

農業委員  
5番 大島 博雅

最適化推進委員  
21番 吉見 一弥

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

15番 土居 喜三郎                      16番 富永 文夫

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について  
報告第4号 諸証明について  
(令和5年1月16日～令和5年2月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

|      |        |         |       |
|------|--------|---------|-------|
| 事務局長 | 庵崎 正幸  | 次長兼管理係長 | 中島 慶和 |
| 農地係長 | 濱田 英樹  | 主任      | 藤部 尚子 |
| 事務補助 | 山本 真由実 |         |       |

## 7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年3月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

こんにちは。だいぶ暖かくなりまして、16℃17℃というふうになってまいりました。これからどんどん暖かくなっていくのかな、というふうに思っております。2日程前は、朝はうちの喜佐方でも-2℃だったのですが、今朝は10℃近くありまして、これで桜も早いのかなというふうに思っております。

余談ですが、測候所がうちになくて桜の開花宣言がなくなる、という話を聞きまして。私が議員の時に一般質問をしまして、宇和島市独自で開花宣言をしたらどうか、というご提案をいたしました。それを市長が受けてくれまして、元測候所の職員が宇和島に住んでおりましたので、その方達のご協力を得て今も桜の開花宣言をしています。特にU-CATの方でやっていただいておりますが、その成果もありまして、今も全国でも1番2番という早い時期に桜が咲いております。そういうふうな状況をですね、今も保っていることはですね、宇和島の環境が良いのかな、というふうに思っております。やれる環境がないと口先ばかりでいってもいけませんので、また今年は休眠打破もできておりますし、また桜が早く咲くんじゃないかな、と期待をしております。農家の方ですね、雨がなくて草が生えて、というふうに色々心配事もありますけれども、また今年1年頑張っていたきたいというふうに思っております。

それから、先日みかん学校の件が新聞の方に発表されておりました。後で渡邊さんの方から説明をしていただきたいと思いますと思っておりますが、またこれによって後継者が少しでも定着していただくような努力を今後も続けていただきたいと思いますというふうに思っております。それと合わせまして、4月からですね下限面積がなくなります。先般も申し上げましたが、三年三作もなくなっていくます。そうやって状況は厳しくなりますが、反面、農家に参入ということもやりやすくなるのかな、ということも思っておりますので、そのあたりも考えまして、地域計画の作り直しもありますので、みなさんこれから2年間に仕事が増えます。その中での改選もある訳ですけれども、ご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、先般、裁判の二審の判決が出ました。2月16日に判決が出まして、農業委員会の敗訴ということになりました。二審の方ではですね、事務手続きの不備、平成30年2月にですね、賃貸借契約の解約を申し入れた方に返還しませんよという総会の結果を送った訳なんですけれども、その時に理由書というものが付いていなかった、その内容につきましても十分ではない、という裁判の判決が出ました。その申入書が出た時点、平成29年12月の段階に立ち戻りまして、また審議をしなければならないということでもございました。前回の会長含め、担当農業委員の方々からお話を聞きながら、またある資料を精査しながら、またみなさんでこの賃貸借契約を解除して地主に返すのか、それともそのまま継続させるのかという判断をしてもらわなければなりません。まず資料を集めて、それからみなさんに提示して協議していただく、ということになるかどうかと思います。原則40日ということがあるようですけれども、できるだけ早い時期に結論を出していかなければならない。また、その結論によりまして裁判になるかもしれませんし、そのあたりは分かりませんがこれから審議をしていただきたいと思いますと思っております。農業の方は、心の中ではその辺りは理解されていると思うのですが、それを口に出して文字に起こして、証拠として相手方に持って行かないと正式な理由にならない、と。思いの丈というのは、色々な制約や名誉毀損等ありますが、やはり思いの丈を述べていただいて、その中で結果というのを出していただいたらな、というふうに思っております。私達も職員もこれから勉強し直して、みなさんにお諮りいただくような資料を集めてまいりたい、というふうに思っております。大変な仕事が最後に回ってきた訳ですけれども、またご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

少し長くなりましたが、今日も十分にご審議をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員・吉見委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に土居喜三郎委員、富永委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

101番について、ご説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんの水田の隣接地に△△△さんの水田がありまして、これを経営拡大のために所有権移転するものであります。□□□□さんは熱心に農業をされており、何も問題ありません。

《竹葉委員》

失礼します。102番についてご説明申し上げます。新規の賃貸借権の設定です。貸出人の〇〇〇〇さんは高齢となり農業もできないということで、今回借受人の△△△△さんが栽培するようになりました。みなさんご存知のとおり、□□□□さんは現職の◇◇◇◇さんでございます。今回、定年退職されて〇〇〇〇さんの園地を引き継ぎ耕作されるということで、先日園地の確認をして参りました。東向きの非常に良い園地でございます。一部荒廃している所もありましたが、そちらも手入れをし来年には柑橘の苗木を植えると、非常に熱意も感じられました。今後地域の活性化にもつながるのではないかと期待しております。何ら問題ありません。

《黒田委員》

103番でございます。この土地は〇〇〇〇の△△△△工場がございしますが、あちらの西側にある□□□□川の上流に近い所の、まだ圃場整備ができていない不定形な土地が沢山ございます。譲受人の方は商業を営んでおられますが、ここにありますように農業も営んでおられます。ちょうど◇◇◇◇さんの土地のすぐ近くに自分の農地も持っておられますので、〇〇〇〇さんがここにありますように遠隔地に行かれましたので、耕作はできないと。そういうことから、△△△△さんが譲受人になるということでございます。何ら問題はないと考えております。

《富永委員》

104番と105番について説明します。〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが耕作するのですが、以前より耕作していましたが、年齢制限にかかったため、今回3条での賃貸借権設定となりました。□□□□さんは元気な方で支障はありません。◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんの件ですが、こちらは△△△△さんが耕作をしないということで、□□□□さんの自宅の近くだったので譲渡が成立し、所有権移転になりました。何ら問題ありません。

《今西委員》

106番について説明をいたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受け耕作をするということです。□□□□さんは高齢のため耕作ができないということで、◇◇◇◇さんに所有権移転されるということになりました。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされております。従いまして、所有権移転されることに何ら問題ありません。続きまして107番について説明をいたします。△△△△さんの土地を□□□□さんが借り受けて耕作をするということでございます。お二人は親子関係でございます。◇◇◇◇さんは認定農業者であり、若手のリーダーとして熱心に農業に取り組んでおられます。従いまして、使用貸借権設定をすることに何ら問題はありません。

《畠山委員》

108番について説明をいたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが借り受けて耕作をするという申請です。□□□□さんはお父さんが亡くなり耕作者を探して

おられましたところ、隣接で耕作されている◇◇◇◇さんに賃貸借権を設定するということになりました。〇〇〇〇さんは昨年も説明いたしました、89歳と大変高齢ですが、とても元気で未だに野菜なども熱心に作られておりますので、何ら問題はありません。

《土居和宏委員》

109番について説明をいたします。貸出人の〇〇〇〇さんと借受人の△△△△さんは親子関係です。娘婿の関係です。以前畑を宅地にする申請を許可されていまして、その工事の都合上、配水管を設置するというのでこの申請が出ております。周りの営農には影響がなく何の問題もありません。続きまして110番です。所有権移転ですが、譲渡人の□□□□さんと譲受人の◇◇◇◇さんの関係ですが、〇〇〇〇さんの土地を長らく管理していましたが、△△△△さんの要望によりまして所有権移転ということで話が決まっております。何の問題もありません。続いて111番。同じく譲渡人が□□□□さんで譲受人が◇◇◇◇さんですが、前述と同様に所有権移転の話がまとまりました。112番も同様です。〇〇〇〇さんの要望で所有権移転の話がまとまりました。何ら問題はありません。

《赤松利彦委員》

113番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ所有権移転です。親しい間柄で、前から約束しており問題ないと考えています。

《小清水委員》

114番についてご説明いたします。譲渡人の〇〇〇〇さんは△△△△にお住まいです。この土地は□□□□さんが耕作をされていたのですが、◇◇◇◇さんの方から所有権移転の要望があり話がまとまったということでございます。〇〇〇〇さんはみかんを熱心に作られておりますし、ジュースやみかんの直売も奥さんと一緒に頑張っておられます。問題ないと考えています。

《山本豊紀委員》

115番についてご説明いたします。本件は〇〇〇〇さん所有の果樹園地352㎡ですが、その果樹園地を△△△△さんに所有権移転するというものでございます。□□□□さんは宇和島地区に住んでいることもあり、また社会保険労務士をされていまして、なかなか樹園地まで手が回らないということでございまして、◇◇◇◇さんにこの度所有権を移転することになりました。〇〇〇〇さんは当委員会の推進委員のメンバーでもあり、熱心に農業をされていまして全く問題ないと思います。

《土居喜三郎委員》

116番について説明いたします。補助事業申請にかかる、親子間での使用貸借権の設定です。広い面積で熱心に農業をされており、何の問題もないと考えています。

《森委員》

117番、118番について説明をいたします。〇〇〇〇君、△△△△君、2人とも若くて熱心な後継者でございます。この度補助事業に伴う申請で、親子間での使用貸借権設定ですので、何ら問題ないと考えています。

《廣見委員》

119番について説明をいたします。譲渡人の〇〇〇〇さんは△△△△在住で耕作が困難であり、耕作者並びに購入者を探しておりましたところ、□□□□さんと話がまとまり所有権移転となりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと考えています。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会に関する法律第31条に基づき、渡邊鉄雄委員の退席を求めます。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

渡邊鉄雄委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家儀三郎委員》

失礼します。303番についてご説明します。〇〇〇〇にあります△△△△さんの土地を□□□□の◇◇◇◇さんが耕作されていますが、こちらは更新ということで、4～5年耕作されています。〇〇〇〇さんも熱心に稲作しておられますので、何ら問題はないと思います。また、304番については、△△△△さんの田を□□□□さんが耕作するというので、こちらも更新でございますので、問題はないと考えております。

《廣見委員》

305番から309番についてご説明いたします。5件全て更新でございます。耕作者の〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さん、この3名とも真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われまます。

《松本委員》

310番についてご説明申し上げます。この案件は〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新の契約です。現地確認しましたが、ハウスを建てており、何ら問題ないと考えています。311番も同様でございます。312番、□□□□さんと◇◇◇◇さんの新規利用権設定でございます。〇〇〇〇さんは勤めておられますがお父さんも農業をしており、何ら問題ありません。また、313番の△△△△さんと□□□□さんの件ですが、こちらも◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《細川委員》

314番についてご説明いたします。この案件は更新でございますので、〇〇〇〇さんも熱心に農業をされておりますので問題はございません。

《渡邊与志樹委員》

315番、316番、317番について説明をいたします。全て更新となります。〇〇〇〇さんは意欲的に農業に取り組んでおられます。また、労働力の農機具も十分あり、何ら問題ありません。

《山口委員》

318番について説明します。こちらは新規ではありますが、〇〇〇〇さんは高齢で、隣にお住まいの△△△△さんに耕作を依頼したところ、□□□□さんも年齢は73歳ですが元気で、また息子さんも勤めながら農作業を手伝っておりますので、問題はございません。

《河野勇一郎委員》

319番について説明いたします。新規の賃貸借権設定ということではありますが、利用権を設定する〇〇〇〇さんと設定を受ける△△△△君は親戚関係ということもあり、何ら問題ないと考えています。



《赤松俊雄委員》

320番、説明します。〇〇〇〇さんから△△△△さんへ利用権設定です。□□□□さんは篤農家で3haほど作っていたのですが、20年前に夫を亡くされ親と共に頑張っていたのですが、難しくなってきたということです。こちらは更新ですので問題ありません。321番、◇◇◇◇さんから〇〇〇〇さんへ利用権設定です。△△△△さんも親子で熱心に頑張っておりますので、問題ないと思います。322番、こちらも同様です。323番、□□□□さんから◇◇◇◇さんへ利用権設定です。この〇〇〇〇さんも親子で頑張っておりますので、何ら問題ないと思われます。更新です。

《小清水委員》

324番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは農業をやっていませんので、△△△△さんが若いのですが熱心にされていまして、これまでずっと作っておりました。更新の案件でございますので、何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

325番、14ページと15ページに渡りますが、この案件は貸借権の設定なのですが、先々月に新規で上がってきた案件と同じでございます。違うところは、契約期間が10年から20年に延長されたということでございます。利用権の設定を受ける〇〇〇〇〇さんは41歳と若く、非常に熱心に農業をやっておられます。何も問題はないと考えております。

《谷本委員》

326番について説明いたします。この案件につきましては更新でありますので、何ら問題はございません。327番は元々〇〇〇〇君がこの土地を借りて耕作をしておりました。今回、相続された△△△△さんと新規ですが、利用権設定となりました。何ら問題ないと思います。

《森委員》

328番ですが、〇〇〇〇さんは熱心なみかん農家でございます。更新でございますので全く問題ないと考えております。

《宮口委員》

329番と330番ですが、以前から〇〇〇〇さんが△△△△さんと□□□□さんの土地を親戚関係らしいので、何ら問題はないと考えております。更新です。

《上田委員》

331番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業ができなくなったということで、△△△△さんが引き受けてやるということでした。□□□□さんは非常に熱心に農業をされておりますので、何ら問題はないと考えております。

《土居喜三郎委員》

332番について説明いたします。新規の使用貸借権設定です。〇〇〇〇さんは農業委員をされており、熱心に農業をされております。何ら問題はないと考えております。

《氏原委員》

333番から337番についてご説明いたします。この案件は、引き続き耕作者が耕作するようになりました。〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんは熱心な稲作農家と柑橘農家であります。問題はありません。

《末光委員》

338番についてご説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんの△△△△の水田を新規に5年間の期間で□□□□さんが耕作するというので、問題ないと考えます。

《西村委員》

339番についてご説明いたします。こちらは更新であり、耕作者の〇〇〇〇さんは熱心にされています。園地状態も良好ですので、何ら問題ないと考えます。

《山本一也委員》

340番について説明します。〇〇〇〇さんは柑橘生産農家で経営拡大のために、△△△△さんは健康上の不安があるために、樹園地を□□□□さんが耕作するようになり、更新であります。賃貸借権の設定でございます。341番についてご説明いたします。◇◇◇◇が令和6年4月より開校予定でありますみかん学校の研修生が、実地研修を行う圃場として、〇〇〇〇さんより借り受けるものです。開校は令和6年4月予定ですが、それまでに研究圃場として整備するために4月より借り受けて、開校に向けての準備をするものであります。柑橘圃場管理指導員を配置するなど、十分な体制を整える予定でありますので何ら問題ないと考えます。

《梶原委員》

342番についてご説明いたします。新規と更新であります。利用権を設定される方が同じ〇〇〇〇さんということで、問題ありません。

《畠山委員》

343番についてご説明いたします。新規の案件です。先程のお父さんが亡くなられた〇〇〇〇さんの農地ですが、耕作者を探しておられたところ、△△△△君が引き受けて耕作するということになりました。真面目に農業に取り組まれております。新規ではありますが、何ら問題ないと考えます。

《黒田委員》

344番、これは更新案件であり、同じ集落の中でございまして何ら問題ないと思えます。345番、〇〇〇〇さんが△△△△さんから土地を借りる案件ですが、□□□□

さんは74歳になっておられますが、これまでの実績から見て十分体力もあり、何ら問題はありません。346番、◇◇◇◇さんが有間さんから借り受ける案件でございます。これは〇〇〇〇さんのお母さんがそれまで作られていたのですが、お亡くなりになり、△△△△さん自体は□□□□市内にお住まいです。これも更新でございますが、引き続き田を耕作するというので、何ら問題はございません。347番、〇〇〇〇が遠方に住んでおられる方から土地を借り受けて、利用権設定するというのでございます。何ら問題はございません。

#### 《瀧水委員》

348番から352番についてご説明いたします。348番と349番は更新でございますので、何ら問題ないものと考えます。350番ですが、こちらについては2月1日付で合意解約をされているもので、引き続き新規で耕作をするということでございますので、問題ないと思います。351番と352番でございますが、〇〇〇〇さんのお父さんが昨年亡くなられてまして、隣接地で△△△△さんが耕作をされていますので利用権を設定するという話がまとまりました。問題ないと思います。

#### 《土居和宏委員》

353番と354番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に熱心に農業をしておられます。この度、柿の栽培に挑戦したいということでございます。新規でございます。354番、こちらも柿作りをされるですけれども、利用権を設定される方は△△△△さんです。新規ですが、何ら問題ないと考えます。

#### 《富永委員》

355番から357番についてご説明いたします。全て更新です。何ら問題ないと考えます。

#### 《今西委員》

358番から363番についてご説明いたします。全て新規です。利用権設定をされる〇〇〇〇さん他5名の方につきましては、利用権設定の期間満了による解約があり耕作者を探していたところ、△△△△さんが耕作をされるということになりました。□□□□さんは農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定することに何ら問題ないと考えます。続きまして、364番から367番までご説明します。全て新規です。利用権設定をされる◇◇◇◇さん他3名の方につきましては、利用権設定の期間満了による解約があり耕作者を探していたところ、〇〇〇〇さんが耕作をされるということになりました。△△△△さんは73歳と高齢ではありますが、認定農業者であり地域のリーダーとして元気で農業に取り組まれておられます。従いまして、利用権設定することに何ら問題ありません。

#### 《安並委員》

368番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが耕作され

るということになりました。□□□□さんは農業に熱心に取り組まれております。新規ですが、何ら問題ないと考えます。

《谷本委員》

29番についてご説明いたします。○○○○さんから△△△△さんに所有権移転です。兩名合意の元でありますので、何ら問題ないと考えます。

《大塚委員》

30番についてご説明いたします。○○○○君は64歳とまだ若いのですが腰痛持ちでございまして、予てより園地の縮小を考えていたところ、地元の緒賀君が購入したいということで所有権の移転となりました。何ら問題ないと考えます。

《赤松利彦委員》

31番、○○○○さんから△△△△さんへ所有権移転。何ら問題ないと考えます。32番、□□□□さんから◇◇◇◇さんへ所有権移転。良い所も悪い所も全部買うよ、ということでこのような金額になりました。何ら問題ないと考えます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。議案354番、○○○○さんの説明では作物を柿と説明いただいたのですが、議案書の方は柑橘となっていますが、どちらが正しいのでしょうか？

《濱田係長》

失礼します。354番について、農業委員会事務局の方でも2筆、353番と354番とありましたので、354番については柚を植えられるということでお話を聞いておりましたので、作物の欄には柑橘と記載しております。

《井上委員》

分かりました、ありがとうございました。

( 質 問 、 意 見 な し )

他にございませんか。意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、赤松俊雄委員、土居喜三郎委員、渡邊鉄雄委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用

集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松俊雄委員、土居喜三郎委員、渡邊鉄雄委員の入室を認めます。

以上で令和5年3月定例総会の議案を終了いたします。